
第5章 計画の推進体制

第5章では、本計画を効果的に推進するための体制や進行管理の仕組みについて示します。

第1節 計画の推進体制

本計画で掲げる望ましい環境のすがたを実現させるためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で環境に配慮した行動を積極的に実践するとともに、相互に連携・協力してする必要があります。本計画は、次の組織を活用して推進していきます。

- 北上市環境審議会
- きたかみエコネットワーク推進会議
- 北上市環境保全専門委員
- 北上市環境基本計画等検討委員会

第2節 計画の進行管理

環境基本計画を総合的にマネジメントしていくため、PDCA サイクル*により継続的な進行管理を行います。

本計画に基づいて毎年度環境施策の実施計画を策定し (Plan)、市民、事業者及び行政が連携・協力して環境の保全と創造に向けた取り組みを実践し (Do)、計画の進捗状況及び施策の実施状況を点検・評価し、(Check) より適切な施策のあり方について検討し、次年度以降の実施計画に反映していきます (Action)。

